

大宮公園「思い出の写真展」応募規約

1 募集作品

- (1)大宮公園で撮影した写真1～4枚と、写真に添える200字以内のエピソード
- (2)写真は応募者本人が撮影又は権利を有する、風景や人物の写真で、平成15年以前に撮影した写真とします。
- (3)顔や名札など個人が判別できる写真の場合、当該個人から公開の了承を得たものに限ります。
- (4)画像形式はJPEG、サイズは計5GB以下に限ります。
- (5)エピソードは応募者本人や家族、友人などとの思い出で、大宮公園に関係のあるものとします。形式はPDF又はWordファイルとし、メール本文でも可とします。
- (6)応募は写真とエピソードの組（セット）とし、応募できるのは3組までとします。
- (7)次の写真やエピソードは応募の対象外とします。

- ・大宮公園（大宮第二・第三公園を除く。）以外の場所で撮影された写真
- ・合成又は加工により大宮公園の実景とは明らかに異なる写真
- ・大宮公園と全く関係のないエピソード

2 応募受付期間

令和7年6月5日から12月28日まで

3 応募の方法（手順(1)～(3)）

(1)応募者登録

○埼玉県大宮公園事務所ホームページの「お問い合わせフォーム」に氏名など応募者情報を入力して送信してください。フォームの入口は、「施設とアクセス」のページの

下の方にあります。

○次の情報の入力必須とします。

①氏名(本名)、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤撮影年(“昭和 50 年代”程度で可)

○「お問い合わせ内容」欄に、「思い出の写真展応募」、「公表時の応募者名(本名又はニックネームの別)」を必ず入力してください。”“

(2)応募者登録確認メールの受信

大宮公園事務所から応募者あて、画像ファイル保存用の URL(県庁ファイル送受信システムを利用)を記載した電子メールを送信します。

(3)応募作品の提出

上記(2)の保存場所に、応募作品(画像データ)を添付ファイルにして格納してください。

添付ファイルのサイズが計 5 GB を超えると送信できませんのでご注意ください。

4 応募作品の公表と懸賞

(1) 応募作品は大宮公園事務所で審査の上、大宮公園ホームページ又は大宮公園事務所ロビーで随時公表します。

(2) 公開期間は令和 7 年 9 月 18 日から令和 8 年 2 月 28 日の期間内とします。

(3) 応募いただいた作品の中から、思い出深い作品の 3 名様に記念品を贈呈します。

5 応募作品の著作権など

(1) 応募作品は応募者が全ての著作権を有している写真及び文章とし、応募後の著作権は応募者に帰属します。

(2) 応募者は、応募作品を大宮公園ホームページ又は庁舎ロビー内掲示で公表することを

許諾するものとします。公表に際しては、応募者の氏名又はニックネームを表示します。

(3)大宮公園事務所が応募者に無断で応募作品を上記(2)以外の目的で利用したり第三者に提供したりすることはありません。上記(2)以外の目的で利用する必要が生じた場合、大宮公園事務所は応募者に目的や条件等を説明した上で、許諾が得られた場合のみ利用します。

(4)応募作品の著作権や肖像権に、文章に疑義が生じた場合などには、応募作品の公表を中止する場合があります。

6 個人情報保護

応募に際して大宮公園事務所が収集した個人情報は、埼玉県個人情報保護条例の規定に則してお取り扱いします。

7 お問い合わせ

埼玉県大宮公園事務所 総務管理担当

電話 0 4 8 - 6 4 1 - 6 3 9 1 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)